

そこで、まず、行政対応検証委員会の検証結果でございます。冒頭に申し上げましたように、その検証結果の概要を資料としてお配りしております。参考にしながら、話を聞いていただけたらと思います。

まず委員会の結論としては、これまでの県の組織としての対応が不十分であったと指摘され、これは厳粛に受け止めるべきと考えております。そのことが、RD 社による違反行為を抑止できないままに、問題を大きくかつ長期化させる結果となったと答申でも指摘されております。それゆえに県に行政上の責任があることは否めないため、このようなことが二度と起こらないように、県は、指導監督体制の強化等の再発防止に努める責任があるとされ、この答申にそった対応を早速、平成 20 年度からとりはじめているところでございます。少し具体的にご説明させていただきます。まず、委員会により次の 3 点の問題指摘をいただいております。

1 点目は、処分場が住宅地に隣接していることから、生活環境上の支障が生じないよう、保全への配慮が通常以上に必要な処分場であるということでございます。RD 社に対する指導監督については、厳しく対応すべきであるとの認識を持つべきであったという指摘でございます。本日も、お集まりの皆さま、近隣の地域にお住まいの方も多いと思いますが、住宅地に近接しているということ、県としても認識が甘かったと改めて、強いご指摘に対して、反省をしているところでございます。

また、2 点目ですが、RD 社が県の行政指導には応じていたことから、周辺の住民の皆さんからの苦情があったり、あるいは違法行為があったものの、それを悪質であるという認識がなかったゆえに、平成 7 年から 8 年以降は、これを見直すべき時期にきていたにも関わらず、RD 社に対して基本的な認識が甘く、それまでどおりの対応が続けられていたということでございます。この点につきましても、表向きの行政指導に応じていたということに県の甘さがあったと思っております。

また、3 点目ですが、県の組織体制として、人員増が行われた平成 9 年度頃より、それ以前は、膨大な廃棄物行政の事案を抱えながら、人員の確保が十分ではなく、また、RD 社に対する報告徴収や立入検査など監視が行き届かず、より適切なタイミングで指導監督権限を行使しなかったことが事態を悪化させる一つの要因となったという指摘でございます。

このような指摘を踏まえまして、今後の再発防止策について、大きくわけて以下の 3 点の答申をいただき、県としての対応をはかりつつあります。

まず、1 点目は、職員の意識の研鑽であります。

産業廃棄物行政におきましては、優良な産業廃棄物処理業者の育成が行政としての責務でありまして、そのためには事業者との相互理解や信頼醸成が必要であります。しかし、一方で許認可権者として、事業者との一定の緊張関係を保つことも必要です。そのため、先入観にとらわれず、客観的な情報に基づいて事業者に対する正しい認識を持つことが大切です。また、環境配慮に対する高い規範意識を持つことも、問題の兆候を総合的、有機的にとらえるとともに、客観的に把握して、迅速で的確な対応ができるように、職員研修の充実を図る

ことも必要であると指摘を受けました。

特に環境保全を県政の柱としております滋賀県の職員としては、職員全体の意識醸成は欠かせないものです。この点につきましては、研修強化や日常の意識醸成の具体的な方法について、今、検討中でございます。私自身も、常々、環境保全が県政の柱であるということは職員にも伝え、その意識を強く共有するように指導しているところでございます。

2点目は、指導監督体制の強化でございます。

その中には大きく分けて3点、サブ項目がございますが、まず1点目のサブ項目は指導監督権限を適正に行使するというところでございます。今回、RDでも問題になっておりますように、許可容量を超える埋立てや許可品目以外の違法な埋立てなどの不適正処理を疑わせるような行為や住民からの通報等があった際には、早期発見、早期対応が重要であることから、廃棄物処理法に基づく立入検査、報告徴収を適切かつ厳正に行うとともに、継続的で効果的な監視手法を検討することが必要です。また、職員が統一的に公正な指導ができるように、職員個人ではなく、組織としての対応ができるように、行政指導マニュアルを整備するとともに、公正で厳格な行政処分をタイミングよく行使し、県による不作為が生じないようにするために行政処分マニュアルを整備することが必要であると指摘されております。

この指摘を受けまして、早速、平成20年度には、新たに2名の職員を追加配置いたしまして、行政指導、行政処分マニュアルなどの整備を始めております。

また、2点目のサブ項目ですが、必要な情報の整備でございます。

今回の委員会の中でも、過去の教訓が未整備だということが、強く指摘されました。組織として迅速かつ的確に指導監督を行っていくためにも、個々の事業者ごとに、行政指導、行政処分等の経過や今後の対応方針を明確に記録整備したうえで、情報を共有し、きちんと引き継いでいくことが必要であると指摘されております。

県の中で、人事異動、この仕組みはどうしても外せませんが、その人事異動の中であっても、情報を共有するということが大切でございます。この指摘を受けまして、担当部局の人員を強化し、記録保存などの情報整備につとめております。

また、3点目のサブ項目ですが、執行体制の充実です。

組織内体制として、当時処分場の監視等の対応に人員が不足していたことを考え合わせますと、的確な廃棄物行政を遂行できる体制づくりが求められ、関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民の皆さんとの折衝で誠意を持って粘り強く対応できる人員の適正配置について、できるだけ配慮されることが望まれると指摘されております。

この点につきましても、量的に人員を増大するだけでなく、専門的知識をもつ人員の強化や、住民の皆さんとのコミュニケーション能力の増強、住民協働の仕組みの強化に取り組んでおります。

大きな3点目ですが、住民等との連携強化との指摘でございます。

生活環境上の不安の解消を図るために、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかりと果たすことが必要であります。

また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、皆さんの信頼を得る努力を行うことが必要です。住民の皆さんは、絶えず処分場の近くにお住まいで、また処分場を監視しており、県が得られない情報を有しているということが多く、県は、より一層積極的に情報収集に努め、これらを通じて、不適正処分の未然防止や早期発見につなげていくため、組織として、住民とのよりよき連携のあり方を探る必要があります。また、現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進に努めることも必要です。このような指摘を受けております。

私自身、知事就任以降、常に、県政における住民協働を柱にすえて、これからの県の未来について考え、行動できる職員の研修またその増加に勤めてきております。また皆さんがもっている情報や経験から学び、住民参加とともに、行政自身が住民生活の現場に参加させていただく行政参加を促して、「近い県政」「見える県政」を推進するよう全庁あげて取り組んでおります。

その中で、特に申し上げておりますのは、今日も様々な説明の中で、専門用語あるいは技術的なわかりにくい言葉など、多く出てくると思いますが、「いかに」という仕組みを説明する、それについてはもちろん厳密に専門用語を使わなければいけないけれども、「なぜ」というその気持ち、あるいは感覚、願いを受け止めさせていただく上においては、行政用語を離れて、暮らし言葉でコミュニケーションできるようにということを、常に職員にも申し上げております。そのような中で、本日も後ほどまた専門用語はもちろん必要ですが、暮らし言葉での意見交換ができればありがたいと思っております。どうか皆さんのご意見をよろしくお願いいたします。